

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日（※1）までに「契約保証金免除申請書」を契約担当課へ提出してください。（※2）

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒ 「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添2】 参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒ 「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添3】 参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、原則として、落札決定した日から5日以内の日となります。
詳しくは、入札公告等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、広島市立病院機構（以下「本機構」という。）による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本機構において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

契約履行実績の対象となる契約（例）

	平成X-4年度	平成X-3年度	平成X-2年度	平成X-1年度	平成X年度	平成X+1年度
(例) 締しようとする契約			契約の相手方を決定した日(2/28)	契約を締しようとする日(3/5)		
			(3/5)			
					過去2年以内	
複数年契約		●：契約締結日	履行期間	履行期間	履行期間	
			履行実績○	履行実績○	履行実績×	
			履行実績○	履行実績○	履行実績×	
			履行実績○	履行実績×	履行期間	
契約履行実績の対象となる契約		<p style="color: red;">契約を締しようとする日から過去2年以内に、履行年度の末日が属しており、当該年度の履行確認が行われている場合も履行実績の対象とする。</p>				
その他の契約		履行実績○	履行実績○	履行実績×		
		過去2年以内				
		<p style="color: red;">契約を締しようとする日から過去2年以内に、履行期間の末日が属しており、履行確認が行われている場合も履行実績の対象とする。</p>				

契約保証金免除申請に係る納税証明書について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

1 広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「平成〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書（発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）（写しも可）を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。

広島市の納税証明書の交付請求について

区分	内 容
1 納税証明請求先	各市税事務所、税務室又は出張所窓口（※1）
2 納税（納付・納入） 証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 各市税事務所、税務室又は出張所窓口に用意してあります。（※2）
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円（複数ページになる場合は、1ページ追加で100円加算）

※1 広島市の納税証明書は、広島市役所財政局税務部でも請求できますが、納税証明請求書の様式が異なります（市税証明請求書）。

※2 納税証明請求書の様式は広島市のホームページのトップページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から、「暮らし・手続き」→「税金」→「市税の証明請求等」→「窓口用請求書様式（ダウンロード）」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（以下「税務署の納税証明書」といいます。）（発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）（写しも可）を添えて契約担当課に提出していただく必要があります（電子納税証明書は不可）。

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>で参照できます。

3 注意事項

- (1) 契約締結日に契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本機構において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)	入札・契約について 広島市の納税証明書について 税務署の納税証明書について	入札公告記載の契約担当課 広島市の各市税事務所 広島市財政局税務部納税推進課 各税務署
--------	---	--